

前進中

IASBによる有配当性を有する契約に関する議論および4つのコメント募集対象外の論点に関する決定事項

Francesco Nagari
Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner
2014年5月30日



目次

- 今月のIASB会議での決定事項のハイライト
- スタッフ提案と審議内容
- 次のステップと今後の日程のアップデート

ハイライト

2014年5月20日のIASBによる保険契約の教育セッション

- 有配当性を有する契約のための考え得る調節に関する意思決定なしの教育セッション
- IASBの以前の決定事項を、有配当性を有する契約のために調節する必要があるかどうか、調節が必要な場合それらの調節事項は何かについて議論した
- 様々な調節案の説明の中で、欧州CFOフォーラムが提案し、デロイトの提案と類似する「代替アプローチ」が検討された。
- スタッフ提案または審議会の決定事項はなかった。

ハイライト (続き)

2014年5月21日のIASB会議

- IASBが検討することに同意した7つのコメント募集対象外の論点のうち、4つを議論した。
- 審議会は暫定的に下記の事項に同意した。
 1. 企業は残存する契約上のサービス・マージン(以下、CSM)についてカバー期間にわたり、当該契約に基づいて提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で純損益に配分すべき
 2. 企業は保険契約の定義を満たす固定料金のサービス契約に収益認識基準を適用することを許容されるべき(しかし要求はされない)
 3. 現在価値ベースで保険者が損失を被る可能性がある場合にのみ、重要な保険リスクが存在するという再EDの追加のガイダンスを維持すること
 4. ポートフォリオ移転または企業結合で取得された契約を、ポートフォリオ移転日または企業結合日に発行したかのように会計処理すべきであることを明確化すること

履行キャッシュ・フローの測定

- 基礎となる項目に連動するキャッシュ・フローと連動しないキャッシュ・フローとで、異なる割引率が適用されるべきかどうか、主要な論点と思われる。

スタッフのコメントと審議内容

- 1つのイールド・カーブの使用のみを要求する技法は利用可能であるが、キャッシュ・フローを分割しそれぞれに適切な割引率を適用することが、CSMの測定と利息費用の表示において一貫性を提供するために、依然として必要とされるかもしれないとスタッフは述べた。
- 審議会は下記のコメントを行った。
 - 簿価利回りアプローチの使用は、純損益またはその他の包括利益に報告される構成要素を決定する場合にのみ適切である。
 - 特定の技法を規定するのではなく、その目的に主に焦点をあてるべきである。
 - 多くのコメント提出者は重要な実務運用上の問題から、ミラーリングの例外を好んでいなかった。

- CSMの測定の主な論点は、CSMの認識パターンおよび保険契約者に支払われる金額に影響する投資リターンに関する見積りの変動の取扱いである。

スタッフのコメントと審議内容

- 審議会は下記のコメントを行った。
 - 一部の有配当契約では保険者にかなりの裁量を与えられている一方で、より制限的な規制に縛られる有配当契約もある。この多様性により、全ての有配当契約に適合する単一のモデルを規定することは困難と思われる。
 - この多様性に対応して個別に解決することは、より困難で複雑となる可能性が高い。そのような複雑なガイダンスはコストを上回る便益をもたらすことが困難かもしれない。
- 明示的あるいは黙示的な投資マネジメントフィーに対してCSMをアンロックすることは適切かどうかに関する議論があり、様々な意見が生じた。

オプションおよび保証の価値の変動

- 主な論点は、アンバンドルされなかった組込オプションおよび保証から生じる保険負債の変動に関する会計処理である。それらの変動を純損益、その他の包括利益またはCSMに認識するオプションが検討された。

スタッフのコメントと審議内容

- 保険者が独立したデリバティブを使用して経済的ヘッジを行っている場合、オプションおよび保証の変動がCSMで会計処理されるならば、デリバティブの測定における変動が純損益で会計処理されるために、会計上のミスマッチを生じるだろうとスタッフは述べた
- 審議会がCSMの使用を好まない場合、見積りの変更を純損益に会計処理することを要求するべきであると1名の理事が述べた。OCIを通して会計処理する場合、問題は悪化する。
- スタッフは、現在の議論の目的において解約オプションをオプションまたは保証とみなしていないこと、OCIの使用を含めて有配当契約に対する測定・表示についての決定がもたらす影響については後に調査を行うこと、および有配当契約に対してロックイン割引率は機能しないことを確認した。

金利費用の表示

- 主な論点は、OCIによる解決策を採用する場合の、有配当性を有する契約の金利費用の表示に関連した論点である。

スタッフのコメントと審議内容

- 減損の会計処理のような非対称性のために、簿価利回りアプローチは基礎となる資産と完全に一致するものではないとスタッフは述べた。
- 保険者は割引率の巻き戻しを測定するために簿価利回りのみを用いること、およびこれは負債の測定において使用されないことをスタッフは確認した。
- 1名の理事が、すべての変動を純損益で会計処理し、注記の中で変動の内容を説明することを選好した。しかし基礎となる資産およびそのデューレーションを識別することの問題により複雑性が増すことになる述べた。

残存CSMは、保険サービスの提供を反映する規則的な方法で純損益に配分すべきか？

スタッフ提案

- スタッフは審議会に下記の事項を提案した。
 1. 企業は残存CSMについてカバー期間にわたり、当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で純損益に配分するという原則を確認する
 2. 無配当契約について、CSMが表すサービスは、下記を満たす保険カバーであると明確化する
 - i. 時の経過に基づいて提供される
 - ii. 予想有効契約数を反映する

スタッフのコメントと審議内容

- 保険金が契約期間にわたって不均等に広がると予想される場合、保険金の発生率も考慮すべきかどうか審議会は議論した。
- 保険金支払額を用いることは直感に反し、それにより通常バック・エンド・ロードで生命保険契約の収益を認識することとなるとスタッフはコメントした。
- スタッフは有効契約の数と同様、契約の価値も考慮に入れるべきであることを明確化した。

投票

- スタッフ提案に対して13名の理事が賛成し、3名の理事が反対した。

2014年5月のIASB会議 – 固定料金のサービス契約

2013年ED第7項(e)に記載されている要件を満たす固定料金のサービス契約に企業が収益認識基準を適用することを、許容すべきであるが要求はすべきではないか？

スタッフ提案

保険契約として会計処理する要件を満たす固定料金のサービス契約に企業がIFRS第15号を適用することを、許容するが要求はしないことをスタッフは審議会に提案した。

スタッフのコメントと審議内容

- 一部の理事が一般的に選択適用とすることはIFRSを改善することにならないと考えたことから、審議会はこのオプションが望ましいものであるか議論した。
- 固定料金のサービス契約に保険契約の基準書とIFRS第15号のどちらを適用するとしても実務上大きな差異は生じず、したがって比較可能性は害されないとの見解をスタッフは表明した。

IASBの投票

- スタッフ提案に対して15名の理事が賛成し、1名の理事が反対した。

2014年5月のIASB会議 – 重要な保険リスク

現在価値ベースで保険者が損失を被る可能性がある場合にのみ、重要な保険リスクが存在するという2013年EDB19項のガイダンスを明確化することに審議会は同意するか？

スタッフ提案

現在価値ベースで保険者が損失を被る可能性がある場合にのみ、重要な保険リスクが存在するというガイダンスを明確化することをスタッフは審議会に提案した。

スタッフのコメントと審議内容

- 2013年EDのガイダンスを明確化することに同意するかスタッフは審議会に質問した。
- 理事からほとんどコメントは行われなかった。

投票

- スタッフ提案に対して理事は全員一致で同意した。

ポートフォリオ移転または企業結合により取得した契約に関する要求事項を修正することにIASBは同意するか？

スタッフ提案

ポートフォリオ移転または企業結合により取得した契約を企業がポートフォリオ移転日または企業結合日に発行したかのように会計処理すべきであることを明確化するように、要求事項を修正することに賛成するか、スタッフは審議会に提案した。

スタッフのコメントと審議内容

- ポートフォリオ移転または企業結合により取得した契約を企業がポートフォリオ移転日または企業結合日に発行したかのように会計処理すべきであることを明確化するように、要求事項を修正することに賛成するか、スタッフは審議会に質問した。
- 公正価値が保険契約の基準書に従って測定された保険負債額を下回る状況では、IFRS第3号の公正価値の要求事項は無効となる。その超過額は追加ののれんとして計上される。

2014年5月のIASB会議 – ポートフォリオ移転と企業結合(続き)

ポートフォリオ移転または企業結合により取得した契約に関する要求事項を修正することにIASBは同意するか？

スタッフのコメントと審議内容(続き)

- カバーが完全に満了となった契約のポートフォリオ(例えば未払保険金のポートフォリオ)を保険者が取得した場合、論点が生じる。
- 現在のCSMの収益認識原則では、カバーが満了した場合、CSMの全額を純損益に認識しなければならない。このことにより、企業結合またはポートフォリオ移転からの当初認識時の利得計上を許容するかどうかという問題が生じる。
- 2013年EDでは、保険金請求処理期間を通して、再保険のCSMを認識する遡及適用のルールがすでに導入されている。
- 企業結合やポートフォリオ移転においても、CSMはカバー期間が満了した場合、保険金請求処理期間を通して認識されることをスタッフは確認した。
- デロイトは、以前に、カバー期間にわたって配分することの恣意的性質のために、他の状況においてルールベースのアプローチが必要となるであろうと述べていた。

IASBの投票

- スタッフ提案に対して15名の理事が賛成し、1名の理事が反対した。

次のステップと今後の日程のアップデート

今後の会議

今後の会議で審議会は下記の事項を予定している。

- IASBが取組むことを暫定的に決定した公開草案でのコメント募集対象外の残りの3つの論点の検討。その検討は下記の通り。
 - 2013年EDの「会計単位」と「ポートフォリオ」に言及し、IASBの意図を明確にすることが可能かどうか、および更なる一貫したガイダンスを提供するかどうか
 - 観察可能な市場データがほとんどないまたはまったくない場合、長期契約に対する割引率に関する更なるガイダンスを提供するかどうか
 - 契約上のサービス・マージンの非対称な取扱いのため、保険契約と再保険契約の間に会計上のミスマッチが存在するかどうか
- 無配当契約のモデルを有配当性を有する契約に適用することの検討。その検討には、有配当性を反映するために必要な調節の要否の評価を含む。
- ほぼ最終モデルとなった時点で経過措置を検討。

次のステップと今後の日程のアップデート

新たな基準の最終化

- IASBは、保険契約の会計処理に関する提案事項の再審議を、2014年に完了する見込みである。
- 最終基準書の公表は2015年の上半期と見込まれる。
- より正確な今後の日程は、IASBが今後数ヶ月間で取り組む審議事項についての結論に要する時間次第である。
- IASBの決定事項は、最終基準書を公表するための正式な投票が完了した後でのみ、最終化される。

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner

+44 20 7303 8375

fnagari@deloitte.co.uk



 @Nagarif

Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii)

www.deloitte.com/i2ii

Insurance Centre of Excellence:

insurancecentreofexc@deloitte.co.uk

